

## 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、高齢期における適切な医療を確保し高齢者の福祉の増進を図るため、市町村に対し、予算の範囲内において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第3項の規定に基づく埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金（以下「負担金」という）を交付する。

2 前項の負担金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この負担金は、法第99条第1項及び第2項の規定に基づき市町村が特別会計に繰り入れる繰入金を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、前条の繰入金の4分の3に相当する額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出時期は、毎年度の11月10日とする。

(変更申請手続き)

第5条 この負担金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、様式第2号の申請書により知事が定める日までに行うものとする。

(記載事項等)

第6条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類は、第2条に定める事業に係る一般会計の当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号及び第4号のとおりとする。

(概算交付)

第8条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払の方法により交付するものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、当該年度の3月31日とする。

(負担金の額の確定通知書)

第10条 規則第14条の規定に基づく確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備)

第11条 市町村は、当該事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了した日の属する会計年度の翌

年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年度 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金交付申請書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

市町村 長

下記により、埼玉県後期高齢者医療基盤安定事業負担金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

低所得者軽減分(法第99条第1項関係)		
繰入金額	金	円
県負担金額	金	円
被扶養者軽減分(法第99条第2項関係)		
繰入金額	金	円
県負担金額	金	円
交付申請額	金	円

(関係書類)

- ・埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金算出基礎計算表
- ・一般会計の歳入歳出予算(見込)書抄本

別紙

年度 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金算出基礎計算表

低所得者軽減分(法99①関係)

	対象被保険者数	1人当たり軽減額	軽減額総計
2割軽減			
5割軽減			
7割軽減			
合計			

被扶養者軽減分(法99②関係)

	対象被保険者数	1人当たり軽減額	軽減額総計
5割軽減			

※被扶養者軽減分には、低所得者軽減分の5割及び7割に該当するものを除くこと。

所要額	
既交付額	
県負担金過不足額	

繰入(予定)年月日	
-----------	--

市町村名	
担当者名	
電話番号	

(留意事項)

- ・ 年度途中において資格を喪失した者は月割減額後の保険料額で算出すること。
- ・ 当初交付の際は、既交付額は0とすること。
- ・ 繰入(予定)年月日は、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れた年月日を記入すること。

様式第2号(第5条関係)

年度 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金変更交付申請書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

市町村 長

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金については、次により変更交付されるよう申請します。

記

低所得者軽減分(法第99条第1項関係)		
繰入金額	金	円
県負担金額	金	円
被扶養者軽減分(法第99条第2項関係)		
繰入金額	金	円
県負担金額	金	円
変更後負担金所要額	金	円
負担金既交付決定額	金	円
県負担金過不足額	金	円

(関係書類)

- ・埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金算出基礎計算表
- ・一般会計の歳入歳出予算(見込)書抄本

年度 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

(公印省略)

年 月 日 第 号で申請のあった 年度埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金について、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 概算払い

3 条件

- (1) この負担金は交付目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) この事業を中止し又は廃止するとき及び事業内容等を変更する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) この事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告すること。
- (4) この負担金を交付目的以外に使用したときは、負担金の一部又は全部を返還させるものとする。

年度 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日 第 号で交付決定した 年度埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金について、年 月 日 第 号変更交付申請に基づき、決定の内容の一部を下記のとおり変更することに決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円  
うち、今回通知(減額)交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概算払い

3 条件

- (1) この負担金は交付目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) この事業を中止し又は廃止するとき及び事業内容等を変更する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) この事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告すること。
- (4) この負担金を交付目的以外に使用したときは、負担金の一部又は全部を返還させるものとする。

様式第5号(第9条関係)

年度 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金実績報告書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

市町村 長

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記について、補助金等の手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

繰入金額	金	円
所要額	金	円
既交付決定額	金	円
県負担金過不足額	金	円

(関係書類)

- ・埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金算出基礎計算表
- ・一般会計の歳入歳出決算(見込)書抄本

様式第6-1号(第10条関係)

年度 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

(公印省略)

年 月 日 第 号で交付(変更交付)決定した 年度埼玉県後期高齢者医療  
保険基盤安定事業負担金については、年 月 日 第 号事業実績報告に基づ  
き、交付額を下記のとおり確定します。

記

1 確定額	金	円
2 既交付決定額	金	円
3 今回交付額	金	円

年度 埼玉県後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

(公印省略)

年 月 日 第 号で交付(変更交付)決定した 年度埼玉県後期高齢者医療  
保険基盤安定事業負担金については、年 月 日 第 号事業実績報告に基づ  
き、交付額を下記のとおり確定します。

なお、超過交付額については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則  
第15号)第17号第2項の規定により、年 月 日までに返還することを命じます。

記

1 確定額	金	円
2 既交付決定額	金	円
3 今回交付額	金	円